

# 千葉市と一般社団法人こども環境学会との包括的な連携に関する協定書

千葉市と一般社団法人こども環境学会（以下「こども環境学会」という）は、相互の包括的な連携に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

## （目的）

第1条 本協定は、千葉市と子どもに関わる全ての学問分野の連携による総合的な学術研究の推進と実践活動を行うこども環境学会の両者（以下「両者」という。）が、包括的な連携のもとに、広範な分野で相互に人的資源等を活用し、地域社会における子どものよりよい成育環境の形成と人材の育成に寄与することを目的とする。

## （連携事項）

第2条 両者は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携する。

- （1）こども環境学会の地域貢献に関すること。
- （2）千葉市の施策の推進や地域の課題解決のための知的資源、人的資源及び物的資源の活用に関すること。
- （3）人材育成に関すること。
- （4）その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

## （連携の推進）

第3条 両者は、前条に掲げる事項の連携に当たっては、情報共有の促進や意思決定の迅速化など、連携の効果的かつ効率的な推進に必要な措置を講ずるものとする。

2 両者は、前条に掲げる事項の連携を円滑に推進するため、それぞれ連携窓口を設置し、適宜連絡調整を行うものとする。

## （守秘義務）

第4条 両者は、本協定に基づく連携に当たり、知り得た秘密事項については、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務があることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

## （有効期間）

第5条 本協定は、協定締結の日から発効し、有効期間は3年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の日から2か月前までに両者のいずれからも申し出のないときは、さらに3年間更新するものとし、その後も同様とする。

## （協議）

第6条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じた事項については、両者協議の上、決定する。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両者署名押印の上、各自1通を保有する。

平成22年12月1日

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市

千葉市長 熊谷俊人

東京都港区麻布台三丁目2番12号

一般社団法人 こども環境学会

代表理事 仙田満